

IV 分野別施策の振興方針

1 交通施設及び通信施設の整備

(1) 交通施設

〈現況・課題〉

本県の瀬戸内海沿岸部においては、グローバルゲートウェイである広島空港や広島港をはじめ、山陽自動車道、西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）、JR山陽新幹線などの広域交通網が整備されています。

一方、離島地域においては、過疎化が進行し、地域活力の維持が喫緊の課題となっております。離島地域の活性化のためには、他地域との広域的な連携や交流の促進が重要であることから、広域交通網へのアクセス性を向上させる必要があります。

また、島内の道路については、車両の離合が困難な狭隘区間や未改良区間があるとともに、沿岸部では海と急峻な地形に挟まれ、異常気象時には落石等の危険性が高い等、安全で円滑な交通が確保できていない箇所があります。離島地域の発展と住民生活の安全性・利便性向上のためには、集落間を連絡し、日常生活を支える島内の道路を整備するとともに、災害を未然に防止する防災対策を推進する必要があります。

また、離島地域の生活に不可欠な交通基盤である港湾・漁港については、防波堤、航路、浮棧橋などの整備を行うことにより、就航率の向上など輸送の安定性の確保に努めてきました。

離島航路や島内バス路線は、人口減少、少子・高齢化など、地域の社会経済の変化に伴い、利用者は長期にわたって減少しており、公共交通機関としてのサービスを維持することが困難な状況にあります。

このため、国、県、市町が連携して離島航路補助等を行い、こうした生活交通の維持・確保に取り組んでいます。しかし、財政状況が厳しい中で、地方公共団体にとって大きな財政負担となっています。

しかし、これらの生活交通は、地域住民の生活を支え、特に高齢者や児童生徒の通院・通学などの交通手段として不可欠な公共交通機関であるとともに、交流による自立した地域づくりにも欠かせないことから、その維持・確保を図っていく必要があります。

〈今後の振興方針〉

① 道路整備による広域的な連携や交流の促進

他地域との広域的な連携や交流の促進を図り離島地域を活性化するため、広域交通網へのアクセス性を向上させる、大崎上島と愛媛県岡村島を結ぶ（仮称）安芸灘8号橋及び大崎上島と本土竹原市を結ぶ（仮称）大崎上島架橋構想、（仮称）岡村島大三島架橋構想などについて、長期的な視点に立ち、引き続き、構想の実現に向けて、関係自治体等と連携しながら検討を進めます。

② 島内道路等の整備

島内の道路については、集落間を結ぶ循環道路や島内のリダンダンシーを確保する横断道路等について狭隘区間や未改良区間の道路改良を推進するとともに、農林水産業の生産性向上に資する農道・林道の整備・保全を含めたきめ細やかな道路整備等を推進します。加えて、災害時に島内の救急活動や緊急輸送を可能とするため、緊急輸送道路の法面対策を推進します。

③ 港湾・漁港の適切な維持管理

離島航路の就航率向上など輸送の安定性を確保するため、離島・本土の港湾・漁港の適切な維持管理を行います。

④ 離島航路・島内公共交通機関の維持・確保

離島地域の住民生活に必要な不可欠な離島航路や島内バス路線については、引き続き国や地方公共団体の助成制度の活用などにより維持・確保を図ります。

さらに、離島と本土間の接続も含めた、多様な公共交通機関の乗換改善や、観光・交流促進などによる新規交通需要の創出に向けた取組を推進していきます。

1 交通施設及び通信施設の整備

(2) 通信施設

〈現況・課題〉

全国的に高度情報化が進展する中で、本県においても、各種の取組を進めてきた結果、全県をカバーする情報通信基盤が整備されてきたところです。

情報化は、離島地域の地理的制約を克服する上で極めて有効な手段であり、他地域との交流の推進、医療・福祉・教育をはじめとする住民生活の利便性向上や、産業の振興などを図るためにも、離島地域における情報化を積極的に進める必要があります。

さらには、新型コロナウイルス感染症を契機とした「新しい生活様式」や「Society5.0」時代に必要なブロードバンドサービスなど、より高度な情報通信基盤の整備や各種公共アプリケーションの導入、地域情報拠点機能の整備などにより、地域ネットワークの形成を促進する必要があります。

〈今後の振興方針〉

① 地域特性に応じた情報通信基盤等の充実等

離島地域の情報化を進めるため、情報通信基盤等の既存の資源を有効に活用しつつ、各離島の地域特性に応じた高度な情報通信基盤や情報発信拠点施設などの充実に向けた情報提供の支援等を行い、生活の利便性の向上を図ります。

② デジタル技術の利活用

行政・住民・企業などそれぞれの果たすべき役割分担を明確にしなが、地域のニーズや課題に即した施策を展開し、情報化の効果を、産業の活性化をはじめ、医療・福祉・教育の充実、他地域との交流の推進など、離島地域における住民生活の利便性向上に向け、デジタル技術の利活用を推進していきます。

2 産業の振興及び就業の促進

(1) 産業の構造

離島地域では、資源を活かした農水産業を基幹産業に、造船業などの地域産業が形成されてきましたが、就業者数は、平成22(2010)年～令和2(2020)年で15.2%減少しています。

県全体と比較して、第1次産業への就業の割合が高くなっていますが、その就業者数についても21.7%減少しています。

[離島地域の産業分類別就業者数の状況]

(単位：人、%)

| 区分 | 平成22年 | | 令和2年 | | 増減率 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 就業者数 | 割合 | 就業者数 | 割合 | 就業者数 |
| 第1次産業 | 921 | 19.8 | 721 | 18.3 | ▲21.7 |
| 第2次産業 | 1,072 | 23.1 | 858 | 21.8 | ▲20.0 |
| 第3次産業 | 2,552 | 54.9 | 2,280 | 57.9 | ▲10.7 |
| 分類不能 | 101 | 2.2 | 79 | 2.0 | - |
| 合計 | 4,646 | 100.0 | 3,938 | 100.0 | ▲15.2 |

[県全体の産業分類別就業者数の状況]

(単位：人、%)

| 区分 | 平成22年 | | 令和2年 | | 増減率 |
|-------|-----------|-------|-----------|-------|-------|
| | 就業者数 | 割合 | 就業者数 | 割合 | 就業者数 |
| 第1次産業 | 43,953 | 3.3 | 35,582 | 2.7 | ▲19.0 |
| 第2次産業 | 340,016 | 25.3 | 333,144 | 25.3 | ▲2.0 |
| 第3次産業 | 894,762 | 66.6 | 909,409 | 69.0 | 1.6 |
| 分類不能 | 64,587 | 4.8 | 40,193 | 3.0 | - |
| 合計 | 1,313,318 | 100.0 | 1,318,328 | 100.0 | 0.4 |

※各年の国勢調査。離島地域は、令和4年現在の指定地域分から算出

2 産業の振興及び就業の促進

(2) 水産業

〈現況・課題〉

離島地域の周辺部は好漁場となっており、漁船漁業だけでなく養殖漁業が盛んに行われるなど水産業は離島地域の主要産業になっています。

県内離島地域においては、東部地域の走島や西部地域の阿多田島ではカタクチイワシの漁獲が行われており、中部地域の大崎上島では幼稚魚の育成の場として重要な藻場が広範囲に存在しています。

また、養殖漁業では、東部地域でのり養殖、中部・西部地域で魚類・かき養殖が行われ、特に、阿多田島はブリ養殖の県内唯一の生産地となっています。

しかし近年は、漁場環境の悪化などにより水産資源が減少しており、漁獲量及び生産額ともに低迷しています。また、漁業者の高齢化や後継者不足などの課題もあり、漁業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。このため、生産性の高い持続可能な水産業の確立に向け、海外展開を踏まえたかき出荷体制の構築と瀬戸内の地魚の安定供給体制の構築を図る必要があります。

〈今後の振興方針〉

① 海外展開を見据えたかき生産出荷体制の構築

採苗シミュレーションシステムを活用した採苗の安定化や、デジタル技術を活用したスマート養殖による生産の安定化を推進するとともに、水産エコラベル認証の取得のほか、かき作業場の衛生管理の強化を進め、海外輸出に向けた環境整備を図ります。

② 瀬戸内の地魚の安定供給体制の構築

水産資源を回復するために必要な資源管理や漁場環境改善の整備などの取組を総合的に実施します。デジタル技術を活用した漁獲技術の導入や、担い手を中心となって多様な魚種を組織的に出荷・販売する体制の構築を支援します。

県内外における「瀬戸内の地魚」の認知度向上を図るため、新たなブランド戦略を策定し、ひろしまの食の魅力向上に貢献できるよう取り組みます。

③ 漁業生産基盤の整備

漁業生産基盤の整備については、生産流通拠点となる漁港の改良に取り組むとともに、ストックマネジメント計画を策定し、既存漁港施設の長寿命化を図るなど、効率的な維持管理に努めます。

2 産業の振興及び就業の促進

(3) 農林業

〈現況・課題〉

離島地域では、温州みかんや中晩柑などの柑橘類の生産が地域農業の基幹となっています。

柑橘類の産地の地形的状況は概して急傾斜地であり、農地の所有も分散しているため、農地集積が進まず、経営面積は小規模で、また周辺の島々へ出作が行われていることなどから、作業効率が悪く土地生産性も低くなっています。

特に、柑橘経営面積全体のほぼ半分を占めている温州みかんについては、より収益性の高いレモンや中晩柑などへの転換を進めるなどの取組を行っています。

さらに、新たな担い手の就農が少ないことや、生産農家の高齢化・後継者不足などによる放任園の増加など、柑橘産地を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

また、野菜栽培については温暖な気候条件を生かし、トマトの施設栽培や青ねぎの周年栽培などが行われていますが、担い手対策や生産条件整備の遅れに加え、販売戦略を踏まえた生産の取組が十分でなく、生産量の減少傾向が続いています。

加えて、これまで整備してきた施設についても経年劣化や老朽化が進行し、これまで発揮してきた機能が低下していくことが懸念されます。

こうした中、生産農家の所得向上を図るとともに、産地の核となる経営力の高い担い手の育成を図ることが課題となっています。

離島地域における林業は、生産活動としては大きくはありませんが、離島地域には花崗岩が風化した崩壊しやすいマサ土が広く分布し、森林の大半はマツ林となっています。森林は、生産活動や里山の活用を通じて維持管理されてきましたが、木材価格の低迷や過疎・高齢化、またライフスタイルの変化などにより、森林への関心が薄れ、手入れ不足の森林が増えることで公益的機能の低下が懸念されています。

〈今後の振興方針〉

① 持続的な農業の確立や販売力の強化に向けた取組の推進

農業については、スマート農業の実装、農地の集積や生産基盤の整備、販売チャネルの多角化による経営力の高い担い手の育

成を図るとともに、新たな産地育成や既存の産地改革により園芸作物の生産量を拡大し、需要に応える生産体制の構築を図るなど、生産から販売までが一体となった持続的な農業の確立や販売力の強化に向けた取組を推進します。

② 地域の特色である柑橘類の産地の再生

地域の特色である柑橘類の産地の再生に向け、「レモン」や、「いしじ」、「はるか」などを中心とした新たな産地形成を進めるために品種転換や生産基盤の整備を引き続き進めるとともに、現在、使用している農業用施設の機能を維持していくための対策や、担い手への農地集積や新規就農者の育成及び地域への受け入れなど、生産力の強化に向けた取組を進めます。

また、産地と実需者が連携した仕組みづくりやブランド化などマーケットのニーズに応じた販売対策を促進します。

③ 需要に応える野菜の生産体制の確立

野菜栽培については、経営力の高い担い手を中心となり新たな産地育成を進めるとともに、実需者ニーズに対応するための生産条件整備や、生産・集出荷体制の強化など、需要に応える生産体制の確立に向けた取組を進めます。

④ 森林の公益的機能の維持発揮

離島地域における林業については、森林の公益的機能の維持発揮のため、持続的な林業経営による人工林の管理や、多様な主体による計画的・継続的な里山林整備を推進します。

2 産業の振興及び就業の促進

(4) その他産業

〈現況・課題〉

離島地域においては、造船業のほか建設業や農林水産物加工業などの業種が主体となっていますが、いずれも経営形態は小規模なものとなっています。

第3次産業は、卸売・小売業の事業所数が多く、食料品や日用品の店舗などいずれも個人経営の小規模なものが大半を占める状況である中、サービス業については、農業協同組合や高齢者福祉施設などが主な雇用の場となっています。

各事業所にあつては、厳しい経済情勢の下、社会経済環境の変化に柔軟に対応できるよう、経営体質の向上などが求められています。

一方、豊かな自然と共生し、開放的でストレスフリーな離島地域の環境は、新型コロナウイルス感染症を契機とした「新たな生活様式」などを進める上での地域の強みであり、過密化した大都市圏からの企業の分散需要を満たす有力な選択肢となることから、新たなワークスタイルの受け皿となる企業のサテライトオフィスの誘致などに積極的に取り組んでいく必要があります。

〈今後の振興方針〉

① 農水産業と連携した6次産業化を含む農山漁村発イノベーションなど新たな産業の創出

中小企業者に対する助言・協力体制の整備や、離島地域の主要産業である農水産業と連携した6次産業化を含む農山漁村イノベーションなど新たな産業の創出を図るとともに、これらの取組を支援します。

② サテライトオフィス等の誘致等

離島地域への進出に意欲を持つ企業のサテライトオフィス等の誘致に取り組む市町を支援するとともに、企業の人材確保に向けて、即戦力となる県内外の専門人材（エンジニア等）とのマッチングの仕組みを構築する。

③ 新たなワークスタイルの確立

離島地域においても、社会経済環境の変化に柔軟に対応できるよう、仕事の自律性が高まることやワーク・ライフ・バランスの改善などにより、就業者の働きやすさや働きがいの向上につながる、テレワーク等の時間や場所に制約されない働き方の有効性の理解と導入を促進します。

3 生活環境の整備

(1) 水道・汚水処理・廃棄物処理等

<現況・課題>

離島地域の水道について、令和3（2021）年度の普及率は99.6%と、県平均95.0%に比べて高い水準にありますが、安全で安定的に水道水を供給するため、老朽化した水道施設の更新、災害に強い施設の整備を計画的かつ効率的に進める必要があります。

離島地域の汚水処理人口普及率は、県平均に比べ低い状況にあり、地域の状況に応じた整備手法を選択し、積極的な整備を進める必要があります。

[汚水処理の状況]

| 区分 | 総人口（人） | 処理人口（人） | 処理人口普及率（%） |
|------|-----------|-----------|------------|
| 離島地域 | 9,686 | 6,232 | 64.3 |
| 全 県 | 2,802,870 | 2,505,128 | 89.4 |

※ 離島地域：離島統計年報数値（令和3年4月1日現在）

※ 全県については汚水処理人口普及状況調査数値（令和3年3月31日現在）

ごみ処理については、令和3（2021）年にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が整備され、廃棄物のさらなる3R（発生抑制、再使用、再生利用）が求められています。

また、し尿処理については、再資源化を進めるため、汚泥再処理センターの整備などを促進する必要があります。

<今後の振興方針>

① 水道施設の計画的な整備・更新の推進

水道施設については、地域の実態に即した整備・更新を計画的に推進し、離島地域の生活・定住環境の改善を図ることとし、その整備・更新にあたっては、広域的視点から効率的な施設整備を進めます。

② 地域特性に応じた排水処理施設の整備

排水処理施設については、生活環境の改善を図り、健全で快適な生活を支える重要な施設であるとともに、瀬戸内海の水質汚濁の防止に積極的な役割を果たし、豊かな自然環境の保全に大きく寄与するものであることから、それぞれの地域特性に応じた合理的な整備手法を選定することにより、経済的、効率的な整備を進め、生活・定住環境の改善を図ります。

③ 廃棄物のさらなる3R・再資源化の推進

ごみ処理については、広域処理を前提に、適切な廃棄物処理施設の整備を積極的に促進し、さらなる廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）を促進するとともに、プラスチック廃棄物などの各種リサイクル関係法令に基づく施策の推進を図ります。

また、市町が行う不法投棄対策への支援や、県、市町、警察署及び海上保安部署などの連携により、不法投棄防止に努めます。

し尿処理については、再資源化を進めるため、汚泥再処理センターの整備などについて技術的支援を行います。

3 生活環境の整備

(2) 住環境の整備等

〈現況・課題〉

住宅については、人口の減少に伴い空き家が増えています。適正に管理されていない危険な空き家の増加は、にぎわいの喪失のみならず、安心・安全な生活環境の面からも課題となっています。

また、高齢化が著しく進行している離島の現状を踏まえ、高齢者や障害者を含めた地域の人々の安心・安全な地域生活と積極的な社会参加を確保するためには、建築物、道路、交通施設などにおける物理的なバリアの解消が課題となっています。

さらには、離島の集落機能の低下に伴い、空き家などの財産管理等の新たな需要が発生するとともに、交通手段や買物環境の確保など生活支援に関わる需要の増大が見込まれている中、急速に開発が進むデジタル技術は、担い手不足が深刻化する離島地域の条件不利性を改善し、様々な課題を克服していく上で大きな可能性を秘めており、デジタル技術を積極的に活用し、離島地域における生活サービスの効率化・高度化を図ることによって、快適性や利便性の高い新しい暮らしのモデルにつなげていく必要があります。

〈今後の振興方針〉

① 空き家の適正管理や有効活用の促進

増加する空き家の適正管理を促進し、利活用可能な空き家は改修を行う等により有効に活用し、定住促進を図る上で必要な住宅の確保を進めます。

また、離島に心の豊かさを求めて移り住む都市住民などのIターン者のため、空き家情報のネットワーク化や情報発信、受け皿となる住宅整備など定住対策を積極的に推進するとともに、適正な管理が行われていないことにより周辺に悪影響を及ぼすことが懸念される空き家については、市町や関係団体と連携し、所有者に対して自らの解体や適正管理を促すとともに特定空家等（老朽空き家）の解消に向けた取組を推進します。

② ユニバーサルデザイン社会の実現

地域に暮らす人や地域を訪れる人など、すべての人があらゆる場面で安全で安心して生活できるユニバーサルデザイン社会の実現を図るため、公共施設や歩行空間などにおいて、段差や急こう配の解消、道路の幅の確保などのバリアフリー化を進めるとともに、公共交通機関において移動が円滑にできるよう、施設整備など公共交通のバリアフリー化を促進します。

③ デジタル技術を活用した暮らしの向上

将来にわたって安心して暮らしを営むことができる環境を維持していくため、日常生活に直結する様々な分野において、デジタル技術を活用した新たな生活サービスを導入しようとする市町を支援し、新しい時代の暮らし全般にわたる全体最適を目指した「スマート里山・里海」の実現につなげていきます。

4 医療の確保

〈現況・課題〉

離島地域の医療については、比較的規模のある離島と小規模な離島とでは状況に差が生じており、病院や診療所のある離島は6島しかなく、そのうち、病床がある島は、大崎上島のみとなっています。

眼科、耳鼻科などの専門診療科を標榜する医療機関も大崎上島以外にはないことから、医療全般にわたって本土や本島の医療機関に大きく依存している状況にあります。

また、離島に居住している妊婦は、島外の医療機関などで、妊婦健康診査の受診や出産を行わざるを得ない状況にあり、他地域の妊婦と比較して、妊娠・出産・育児に関する不安が生じやすく、妊娠・出産に対する経済的負担が大きくなっています。

なお、医師不足など医療資源が限られている離島地域においては、新型コロナウイルス感染症への対応を端緒とした感染症発生時等における適切な体制づくりが求められています。

〈今後の振興方針〉

① 医師等医療従事者の確保

離島地域の医療については、広島県保健医療計画に基づいて、地域における良質かつ適切な医療の充実と効率的な医療提供体制の構築を推進しており、広島県地域医療支援センターを中心として、県、医師会、大学、市町が連携して離島の住民に必要な医療を提供するための医師等医療従事者の確保を図ります。

② 医療連携体制の維持・強化

へき地医療拠点病院などによる離島地域の医療機関の支援や、離島住民に医療を提供している社会福祉法人恩賜財団済生会の巡回診療船「済生丸」の運営を支援し、医療を受ける離島住民の負担軽減を図るとともに、ドクターヘリの効果的な運用による救急医療の確保など、広域的な取組を推進します。

また、高度・専門医療については、地域の中核的病院における診療機能の充実とへき地診療所等地域の医療機関との連携を推進します。

眼科などの特定診療科目については、地域の中核的病院における診療機能の整備を図ることを基本に、地域の中核的病院と離島の診療所との連携を推進するなど広域的な観点からサービスの提供に努めます。

妊産婦については、妊婦健康診査受診や出産に必要な医療を受ける機会を確保できるよう情報提供などを行うとともに、妊婦や母子の不安軽減や健康の保持のために、助産師によるオンライン相談をはじめとした産前産後のサポートを受けやすい環境づくりを進めます。

③ デジタル技術を活用した診療支援

デジタル技術を活用した診療支援の取組を支援し、地理的障壁の解消や高度医療へアクセスできる環境を促進します。

④ 感染症発生時等における医療提供体制の整備

感染症発生時において、必要な医療サービスが提供できるよう、感染症指定医療機関・協力医療機関を核とした医療提供体制を整備します。

5 介護及び福祉サービス等の充実

(1) 高齢者の保健・福祉

〈現況・課題〉

本県離島地域の高齢化率については、令和2（2020）年の国勢調査で49.7%となり、前回国勢調査時の比率（49.2%）に比べ、0.5ポイント増加し、その水準は過疎地域の比率（42.3%）を超え、県全体（29.4%）の2倍程度に達しており、今後とも、介護を要する高齢者が占める割合が都市部に比べて高い水準で推移することが見込まれます。

このような中、離島地域における高齢者の福祉・介護サービスについては、比較的規模のある島ではサービス拠点施設が整備されているものの、小規模離島では本土や本島に依存している状況にあります。

また、少子・高齢化や若年層の減少などにより、地域活動を行う人材が不足している上に、介護サービスの供給主体が少なく、福祉・保健の専門職など人材の確保も困難となっており、介護現場等におけるデジタル技術の活用も視野に、安定的な人材確保を行う必要があります。

高齢者が、住み慣れた地域で馴染みの関係を切らずに、本人の能力に応じて自立した日常生活を続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、当該システムの質の向上に向け、医療、介護等の専門職だけではなく、地域共生社会の実現を図る観点からも、地域住民をはじめとした地域の多様な主体が一体となって高齢者を支えていくことが重要となっています。

〈今後の振興方針〉

① 地域包括ケアシステムの質的向上の推進

「ひろしま高齢者プラン」等に基づき、地域の実情に対応した介護を含む保健・医療・福祉サービスの基盤づくりとこれらのサービスを包括的、継続的に提供する地域包括ケアシステムの質の向上及び高齢者の社会参画を促進するための環境づくりを推進します。

② 地域の実情に対応した高齢者支援の推進

高齢者の転倒防止や認知症予防、閉じこもり防止、健康づくりなどをねらいとした介護予防サービスや、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などに対する外出支援サービスなどの生活支援サービスの充実化を図るなど、地域の実情に対応した高齢者支援を推進します。

③ 高齢者のニーズに対応した介護サービスの提供等

高齢者が可能な限り住みなれた家庭や地域で自立した日常生活が営めるよう、居宅サービスの供給を促進するとともに、施設サービスとして、地域資源を柔軟に有効活用することを念頭とした介護施設の整備を推進します。

④ 認知症高齢者に対する適切な医療や介護サービスの提供等

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者が増加することが見込まれる中、早期診断・早期対応の推進、発症後の症状に応じた適切な医療や介護サービスの提供、認知症高齢者や家族を地域で支えるための支援体制の整備などに努めます。

⑤ 福祉・介護ニーズに対応する総合的な人材確保

今後さらに増大する福祉・介護ニーズに対応する福祉・介護従事者が、将来にわたって安定的に確保されるよう、福祉・介護サービス分野への幅広い人材の参入促進、若い世代に対する啓発、従事者定着のための研修など、総合的な人材確保策を実施していくとともに、利用者の利便性向上等の観点から、デジタル技術の効果的な活用も検討していきます。

5 介護及び福祉サービス等の充実

(2) 障害者（児）の保健・医療・福祉の向上

〈現況・課題〉

離島地域では、過疎化の進行もあって、地域の相互扶助機能の弱体化が進むなど、高齢者や障害者など生活上の支援を要する人々は一層厳しい状況に置かれています。

また、障害福祉に関するサービス事業者の参入が進まないなど、社会資源が少ないため、地域の実情に応じた対応が求められています。

さらには、次世代を担う世代の育成及び身体障害者など障害者の福祉については、子育て支援体制及び在宅、施設サービスの充実、社会参加の促進など、ハード・ソフト両面で広域的に連携することにより、育成や充実を図っていく必要があります。

加えて、これまでの福祉制度や関係施策は、属性別や対象者のリスク別に専門的支援が提供されてきた一方で、複合的な課題や制度の狭間の問題が顕在化しており、分野等を問わない包括的な支援体制の構築が求められています。

〈今後の振興方針〉

① 障害者等のニーズに応じた適切な相談支援体制の整備

障害者等のニーズに応じた適切な相談支援が行えるよう、障害者相談支援従事者養成研修の質の向上に努めるほか、地域の相談支援の中核となる人材である主任相談支援専門員を養成するとともに、関係機関と相互に連携しながら相談支援体制の強化を図ります。

② 地域の実情に応じたサービス事業者の確保

離島地域では、障害福祉サービス事業者の参入が進みにくい環境であるため、介護サービスと障害福祉サービスを提供する共生型サービスの参入を促進するなど、地域の実情に応じたサービス事業者の確保に努めていきます。

③ 障害者ニーズへの的確な対応に向けた医療・福祉機関の連携

障害者本人やその家族が安心して生活を送るためには、本人のニーズを的確に捉え、将来を見据えた一貫した支援を行う必要があるため、障害者自立支援協議会を活用するなどして、医療・福祉関係機関の連携に取り組みます。

④ 複合的な生活課題等に対する分野を問わない包括的な支援体制の構築

複合的な生活課題や、制度の狭間の問題など、様々な生きづらさを抱える人に必要な支援が届けられるよう、それぞれの地域特性に沿った多様な主体が連携・協働して、地域のつながりによる支え合いや、多機関協働による相談支援体制の構築を図る市町の取組を支援します。

6 教育及び文化の振興

(1) 教育の振興

<現況・課題>

少子化により県全体の児童生徒数が減少する中で、離島地域においては過疎化が一層進行していることもあって、児童生徒が著しく減少し、小中学校の小規模化が一層進行しています。

また、県立高等学校も生徒数の維持が課題となる中、これからの社会で活躍するための資質・能力の育成を目的とした「主体的な学び」を促す教育活動ができる環境を整備する必要があります。

[小中学校の状況]

| 区分 | | 学校数 | 児童生徒数 | 1校あたり児童生徒数 |
|-----|--------|-----|---------|------------|
| 小学校 | 離島地域 | 8 | 272 | 34 |
| | 全県(公立) | 454 | 142,016 | 313 |
| 中学校 | 離島地域 | 5 | 264 | 53 |
| | 全県(公立) | 230 | 66,151 | 288 |

※令和4年5月現在(広島県「公立学校基本数」による。学校数には休校中の学校も含む)

学校教育施設については、老朽化への対応や、災害時の避難所としての役割から耐震化対策に取り組む必要があるとともに、地域活性化推進の観点から、廃校となった校舎や余裕教室の有効活用が期待されています。

生涯学習については、公民館をはじめとする多様な社会教育施設において実施されていますが、小規模な離島ではそのような施設もなく、本土や本島での学習機会を利用している状況であることから、デジタル技術を活用したネットワークの構築など、学習者同士が相互に学び合える環境の充実等が必要となっています。

<今後の振興方針>

① 離島の教育条件等の整備

児童生徒の地域的、年次的な動態把握をしながら、地域の自然条件や地理的条件、交通条件なども考慮し、教育効果をより一層高めていくために、学校規模の適正化や通学支援等の教育条件の整備に努めるとともに、国際化・情報化など時代の変化に対応した特色ある学校づくりを進めるほか、地域を超えた相互交流や多様な学びの機会を提供できるよう、各学校におけるデジタル技術の活用を推進していきます。

② 地域に開かれた学校づくりの推進

地域に開かれた学校づくりを推進するため、地域に対して学校が保有する多様な情報を発信し、家庭や地域との密接な連携を図るとともに、学校と地域において、互いの教育力を効果的に活用するなど、地域と一体となった教育活動を展開していきます。

③ 学校教育施設等の長寿命化や有効活用の推進

学校教育施設は、老朽化・耐震化対策による長寿命化を計画的に推進し、離島地域の特性を生かした教育と快適な学習環境が提供できるような施設整備等を継続的に進めていくとともに、公共の体育施設や学校体育施設をはじめとした各種施設については、スポーツやレクリエーションの場として、より一層の開放や有効利用を図ります。

また、廃校となった校舎や児童生徒の減少による余裕教室等についても、学校教育活動へ積極的に活用するとともに、放課後等における子供の安全・安心な活動拠点や、地域住民の学習活動の場としての活用など、地域ニーズに応じた積極的な活用を図ります。

④ 学習機会の充実等による生涯学習の振興

生涯学習の振興については、個人のニーズや社会問題、地域課題など多様な学習機会の充実をはじめ、公民館、図書館、資料館等の広域的ネットワーク化を図り、地域住民に対する情報提供等のサービスの充実を図るとともに、ボランティア活動に資する人材の育成・確保等に努めます。

6 教育及び文化の振興

(2) 多様な文化の振興

〈現況・課題〉

瀬戸内海は、古くから中国大陸や、朝鮮半島、日本列島各地との交流や交易の大動脈であり、塩業などの産業の中心地でもあったことから、本県の離島地域は、そのような活動の場として繁栄し、それを物語る文化財も各地に残っています。

また、漁業や農業を営む中で、生活の知恵や工夫、祭礼や伝統行事など、豊かな生活文化を生み出し、今に伝えています。

こうした島特有の歴史や文化は、有形無形の文化財として引き継がれていますが、過疎・高齢化の進行により、こうした地域の文化財の保存や継承が困難になっている状況があり、このような地域固有の文化や伝統行事を次世代に継承していく仕組みづくりが課題となっています。

また、地域固有の文化や伝統行事の継承に加え、新たな文化の創造など、地域住民のアイデンティティの醸成による地域個性の発揮が必要となっています。

〈今後の振興方針〉

① 地域の文化財の保存・継承の仕組みづくり

歴史的街並み、史跡などの文化遺産や、祭礼、伝統行事などの文化財の保存・継承を図るため、町並み整備事業などの保存整備事業を実施するとともに、継承者育成のための地域のコミュニティの維持強化等を通じた地域の自主的な活動を支援します。

また、離島地域では、文化的遺産、祭礼や伝統行事などと人々の生活が深く結びついていることから、これらの関わりを尊重するとともに、祭礼や伝統行事を通じた都市との交流の促進等を通じて、文化財を保存・継承するための仕組みづくりを進めます。

② 地域文化の振興や新たな文化活動の創造の推進

地域の伝統文化・自然を生かした特色ある展覧会、音楽会などを開催し、地域固有の文化の振興を図るよう促すとともに、人口減少に伴い途絶えていた地域固有の伝統芸能などの掘り起こしや、新たな文化活動の創造を推進し、地域の文化に対する意識、アイデンティティの向上を図ります。

③ 地域文化の振興等に係る施設の整備

地域の歴史や風土に根ざした文化を再認識し、文化の香り高い個性ある地域づくりを進められるよう、地域のニーズに応じた美術館等の整備を促進します。

また、文化施設の運営や施設における文化事業実施にあたっては、地域住民やNPOの参画を得ながら行うなど、多様な主体との協働を図るとともに、文化施設等の地域の交流拠点としての機能強化を図るとともに、地域における各施設間の広域的ネットワーク化や情報化を図り、地域住民のみならず、都市住民への情報発信にも努めていきます。

7 観光振興及び交流の促進

(1) 観光振興

<現況・課題>

本県では、瀬戸内海地域を一つのエリアと捉え、国内外の人々に「瀬戸内」が認知され、「瀬戸内」が何度も訪れたい場所として選ばれることを目指し、瀬戸内関係県や市町、民間企業など、様々な主体と連携して、県内離島地域を含む瀬戸内海地域全体の認知度とブランド力を高めていく取組を推進しています。

こうした、離島地域には、穏やかな気候、美しい自然環境、歴史、文化、農林水産物など多彩な観光資源が存在していますが、これらを活用した魅力的な観光プロダクトや、他地域との連携による面的な情報の発信など、そのポテンシャルを十分に活用した取組を行うことが課題となっています。

また、離島地域における観光の振興を図り、交流人口を増やすためには、観光プロダクトの充実をはじめ、農業体験や特産品開発などの農林水産分野との連携に加えて、積極的な情報発信、住民の主体的な取組などによる交流活動の促進が必要となります。

<今後の振興方針>

① 「瀬戸内ブランド」の確立

「瀬戸内ブランド」の確立による豊かな地域社会の実現に向け、せとうちDMOや広島県観光連盟等と連携し、精度の高いマーケティングに基づいた情報発信・プロモーション活動や観光プロダクトの開発などを広域的・一体的に実施することにより、離島地域も含めた瀬戸内海地域全体の認知度とブランド力を高め、国内外からの交流人口の拡大を図ります。

② 豊かな地域資源等を活用した交流の促進

離島地域においては、豊かな地域資源、観光資源を積極的に活用した地域間の連携による交流を促進し、米CNNの世界7大サイクリングロードにも選ばれた「瀬戸内しまなみ海道」での国際サイクリング大会をはじめとする広域的な交流イベントなどを通じて、観光資源の発掘・ブラッシュアップを図ります。

③ ストーリー性のある滞在交流型観光プロダクトの充実

島々を巡るクルージングや、サイクリング、島ならではの生活体験や食を楽しむ「島旅」など、ストーリー性のある滞在交流型観光プロダクトの充実を図ります。

また、農業・漁業体験や農水産物の特産品の製造・販売などを通じた交流を促進します。

④ 県内外に対する離島の魅力の情報発信

広島ブランドショップ「TAU」や「ひろしま夢ぷらざ」などの既存施設の活用をはじめ、インターネットを活用した情報発信など、様々な手法により離島の魅力を県内外に発信しながら、離島と都市などの他地域との交流を促進します。

7 観光振興及び交流の促進

(2) 移住・定住・地域間交流の促進

〈現況・課題〉

新型コロナの影響下におけるテレワークの普及等により、職場に縛られない働き方が増加し、長時間の通勤や密な職場、狭隘な居住環境といった、東京圏等におけるこれまでの働き方や暮らし方の常識が見直されているとともに、ライフスタイル全体を生涯にわたって大切にする価値観が広がり、その実現に適した地方への移住に関心が高まっています。

このような状況の中、離島地域への今後の新たな移住は、自己実現に適した働き方や自分らしい生活が実現できる、高い水準でバランスがとれた暮らしの環境を提供していく必要があります、離島地域の特性を生かして移住ニーズを取り込んでいくことが重要となっています。

また、近年のデジタル化の進展や働き方改革などを通じた価値観の変化を踏まえ、本県の離島地域が幅広い層から移住先として選ばれるよう、受入態勢などの一層の充実を図っていく必要があります。

〈今後の振興方針〉

① 東京圏等からの移住等の促進

東京圏等からの移住等の促進に向けて、デジタルマーケティングの手法も用いて、ホームページや各種SNSを有機的に活用し、離島地域でのワーク・ライフスタイルの魅力発信等を行っていきます。

また、対面相談や移住イベントに加え、AIを活用した相談対応やオンラインイベントを通じ、より多くの移住希望者と地域の人材・企業とのマッチングを図ります。

② 地域特性を強みとして生かした受入態勢の強化

「都市と自然」が近接した本県ならではのゆとりある居住環境を強みとして、コロナ禍で過度の集中によるリスクが顕在化した東京圏から、離島地域への人材の誘致拡大を図るため、民間と連携した空き家の掘り起こしや流動化、空き家を活用した魅力あるライフスタイル事例や移住体験制度等の情報発信、半農半X等の多業を実践できる魅力的なフィールドとしての農地付き空き家や地域における仕事の紹介、二地域居住者のための低廉な住宅管理サービスの創出など、市町の特性や地域資源の価値を生かした受入態勢の一層の充実・強化を図ります。

8 自然環境の保全及び再生可能エネルギーの導入促進

〈現況・課題〉

広島県は、瀬戸内の多島美に代表される優れた景観を有しており、これらを含めたかけがえのない景観を守り育てて行くため、「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」（景観条例）を制定し、開発と保全との調和のとれた景観づくりを目指しています。

一方、瀬戸内海においては、高度経済成長期の重化学工業化と沿岸都市への人口集中により、海洋汚染が進んだため、瀬戸内海環境保全臨時措置法などの制定を契機に水質改善への努力が払われ、それらの取組により、昭和40年代の公害が激甚だった頃に比べ、一定の改善がみられるものの十分ではなく、赤潮の発生、藻場・干潟の喪失、生態系や漁場環境の悪化に加え、近年では、海洋プラスチックごみによる海洋環境の悪化など、依然多くの課題を抱えています。

海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化、景観への悪影響、漁業や観光への影響など様々な問題を引き起こしており、近年は、マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念されるなど、世界的な海洋プラスチックごみによる環境汚染への関心の高まりの中で、これまでの回収や清掃等の取組に加えて、流出防止対策に取り組んでいく必要があります。

また、再生可能エネルギーについては、地球温暖化防止の有力な手段であるとともに、東日本大震災を踏まえた今後の重要なエネルギー源として、また、電源の分散化や地域経済の発展にも寄与するものとして、環境や安全に配慮しながら、一層の導入促進が必要となっています。

〈今後の振興方針〉

① 藻場、干潟、自然海岸などの自然環境や生物・生息環境の保全

これまでも瀬戸内海環境保全特別措置法により汚濁負荷量の削減や海浜保全などの対策を講じてきましたが、これらの対策の充実に加え、失われた自然や機能の回復という視点から、開発などにより、減少してきた藻場、干潟、自然海岸などの自然環境や貴重な生物・生息環境の保全など、失われた環境をできるかぎり修復する施策を継続して推進していきます。

② 海洋プラスチックごみの流出防止等の推進

良好な環境・景観の維持向上のため、海洋プラスチックごみ対策として、事業者や関係団体、市町と連携して、プラスチックの使用量削減やプラスチックごみの流出防止に取り組むとともに、漂着ごみの清掃・回収を推進します。

また、こうした環境保全・創造施策は広域的に展開する必要があることから、「瀬戸内海環境保全知事・市長会議」などを通じて共通する課題に取り組むとともに、地域住民との連携も図ります。

③ 地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーについては、離島地域の特性を踏まえ、太陽光発電などの活用方策を検討しながら、それぞれの分野ごとの特性に応じた導入促進を図ります。

9 国土保全施設の整備その他防災対策

(1) 国土保全

〈現況・課題〉

一般に広島県の沿岸域は、潮汐の干満差が大きく、台風の通過コースにあたることも多い中、離島地域においては、山地が海岸に迫り、家屋・公共施設や農地などが海岸線に集中していることもあり、高潮災害に対して不利な条件を有しています。近年では、気候変動の影響により、気象災害は激甚化・頻発化し、大規模地震の発生も切迫しています。

また、離島地域は、地形・地質的にも、花崗岩が風化した崩壊しやすいマサ土が広く分布し、土砂災害の起こりやすい状況にあり、加えて、貴重な水源である農業用ため池は、老朽化の進行と管理が十分に行き届きにくくなっていることなどにより、豪雨などを契機として人家などへの被害を引き起こすことが懸念されます。

さらには、森林においては、マツ林の松くい虫による被害が減少しつつあるものの、県土や自然環境の保全のため、被害跡地を健全な森林に誘導する必要があります。

〈今後の振興方針〉

① 砂防・治山事業及び海岸保全施設整備の計画的な推進

離島地域での災害の発生しやすい状況等を踏まえ、土砂災害防止施設の整備などの砂防事業や、荒廃山地の復旧整備や森林の保全などを行う治山事業、高潮や波浪などの被害を防止する海岸保全施設の整備や保全対策、また、農業用ため池の防災対策などを計画的に進めます。

② 里山林整備の推進

森林においては、松くい虫の被害跡地での里山林整備を推進します。

③ 自然環境との調和等による海岸整備の推進

瀬戸内海沿岸における海岸の特性や地域の要請などを踏まえ、周辺の自然環境と調和し、多様化した海岸ニーズに対応した利用しやすい海岸整備を推進します。

9 国土保全施設の整備その他防災対策

(2) 消防防災

〈現況・課題〉

離島地域の消防については、大崎上島のみ常備消防の消防署が配置されていますが、その他の島では地元消防団に負うところが大きくなっている中、過疎化・高齢化の進展により、消防団員を必要数確保することが困難な状況となっています。

また、自主防災組織についても、全く組織がない島が6島もあるなど、組織率、活動内容とも不十分なものとなっています。

〈今後の振興方針〉

① 地域防災力の強化に向けた体制整備の推進

常備消防における消防艇の導入や消防団の資機材充実などにより体制整備を強化するとともに、消防団員入団促進に係る取組を通じて、消防団員確保に努めます。

また、住民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、自主防災組織の育成強化のほか、ボランティア活動の環境整備などを推進するとともに、孤立可能性がある集落については、自立的に避難活動が行えるよう、物資の備蓄や通信手段の整備など、集落の実情に即した対策を推進します。

② 防災施設の整備や災害時の連絡・避難体制等の確保

災害による被害の防止や軽減を図るため、防災施設の整備を促進するとともに、地域住民や、市町、警察署、消防署、自衛隊との連携の下に、広島県防災情報システムを活用し、災害時の連絡体制や避難体制を含めた総合的な防災対策を推進します。

10 人材の育成・確保 ～ 多様な主体による自主的・主体的な地域づくり

〈現況・課題〉

離島地域では、人口減少に加え、少子・高齢化が大きく進み、地域活動の担い手が不足する中で、草刈・清掃などのコミュニティで行う共同作業や地域に根差した伝統行事等の活動が困難な集落が増加してきています。

こうした活動は、地域を運営する機能としてだけでなく、世代を超えた多様な人々が絆を深める場としても貢献しており、引き続き地域の推進役となるリーダーの発掘・育成やネットワーク化によって、地域のつながりや連帯感を醸成していく必要があります。

また、人口減少下にあっても地域を支えていけるコミュニティの力の再生に向けて、地域に住む人たちを専らサービスを受ける客体と捉えるのではなく、ともに支え合い、地域の未来をつくる存在と捉え、それぞれの実情に応じて、その主体性が発揮される多様な地域運営の仕組みを構築していく必要があります

〈今後の振興方針〉

① 地域における《つながり力》の強化

地域社会やコミュニティの中で、人と人がつながり、支え合う価値を大切にするため、地域における多世代のつながりや交流を促進するとともに、多様な主体が連携・協働して支え合える地域づくりを進めます。

また、地域への愛着や誇りの醸成に向けて、地域において一步前に踏み出すための様々なチャレンジを行っている人たちの活動を地域全体で後押しし、共感の輪を広げていくための取組を推進します。

② 地域の将来を担うリーダーの育成

地域づくりのフィールドワークやノウハウを学ぶ人材養成塾などを通じ、地域に根差した活動や、コミュニティビジネスなどに取り組む人材の裾野を拡大し、地域の将来を担うリーダーを育成していきます。

③ 地域を内外から支える人材の広域的なネットワークづくり

意欲ある実践者を中心とした人材プラットフォームを基盤として、里山・里海の豊かさを継続的に発信するとともに、その価値に共感し、地域と多様な形で関わる首都圏等の関係人口を拡大していくことによって、地域を内外から支える人材の広域的なネットワークづくりを進めます。

④ 持続可能な地域運営の仕組みづくり

人口減少下にあっても、地域に住む人々が、一人ひとりの不安に寄り添い、それぞれの実情に応じて、主体性を発揮しながら地域づくりに参画できる最適なコミュニティのあり方を検討し、市町と連携して、日常生活の安心につながる持続可能な地域運営の仕組みづくりに取り組む地域を後押しします。